

令和3年度 定例監査実施結果

第1 令和3年度定例監査実施結果（下期分）

1 監査実施機関数

監査区分	本庁	かい	その他の機関	計
知事直轄組織				0
知事政策局		2		2
スポーツ振興局				0
県民生活部		6		6
リニア未来創造局		1		1
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		11		11
子育て支援局		6		6
林政部		1		1
環境・エネルギー部		1		1
産業労働部		6		6
観光文化部		5	1	6
農政部		9		9
県土整備部		5		5
出納局				0
企業局				0
教育委員会		47		47
議会事務局				0
行政委員会				0
警察本部		12		12
合計	0	115	1	116

2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査の実施期間

令和3年9月15日～令和4年2月17日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は「時間外勤務手当に係る事務処理は、適切に行われているか。」を重点事項とし、行政監査と併せて実施した。

5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。
また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、下表のとおりである。

令和3年度下期 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2		1		1	1				5
指導事項		24	5	21	2	7	12		25		96
注意事項		1	7	4	1	1	17				31
合計	0	27	12	26	3	9	30	0	25	0	132

令和2年度下期 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項										2	2
指導事項		15	2	21	7	6	2	1	10		64
注意事項		3		3	5		7		3		21
合計	0	18	2	24	12	6	9	1	13	2	87

令和3年度下期と令和2年度下期との対比(A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2		1		1	1			▲ 2	3
指導事項		9	3		▲ 5	1	10	▲ 1	15		32
注意事項		▲ 2	7	1	▲ 4	1	10		▲ 3		10
合計	0	9	10	2	▲ 9	3	21	▲ 1	12	▲ 2	45

機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

監査対象機関	知事政策局 東京事務所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月10日、令和4年1月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	知事政策局 大阪事務所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月10日、令和4年1月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月29日、10月27日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 2件（重点事項2） 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。 2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	県民生活部 峡東地域県民センター
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月16日、10月26日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 2件（給与1、重点事項1） 1) 通勤方法の変更に伴い、通勤手当のれい入が発生していたが、予備監査日現在において、れい入の処理がされていなかった。 2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月15日、10月19日

監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（重点事項2）</p> <p>1) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替をしていないことから、勤務時間が割り振られていないにもかかわらず、代休日の指定が行われたため、該当日に勤務した時間に係る手当を支給すべきところ、支給されていなかった。</p> <p>2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月25日、令和4年1月20日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件（収入1、給与1、重点事項1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 富士・東部林務環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 142,446円</p> <p>2) 扶養手当について、届出が月の初日である事実発生日から15日を経過しているため、翌月から支給開始と認定すべきところ、当月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあった。</p> <p>3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。また、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当の支給区分を誤り、過大に支給されているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月24日、12月21日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 3件（給与1、契約2）</p>	

監査対象機関	県民生活部 総合理工学研究機構
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	リニア未来創造局 リニア用地事務所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月1日、11月18日

監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月12日、令和4年2月3日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (財産1) 1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていなかった。 (注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	総務部 総合県税事務所																																						
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月																																						
監査実施日	令和3年11月4日、令和4年1月27日																																						
監査の結果																																							
(指摘事項) なし (指導事項) 2件 (収入1、給与1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 単位：円																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">科目</th> <th>令和2年度決算時</th> <th>令和3年10月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">直接税</td> <td>個人県民税</td> <td style="text-align: right;">674,226,387</td> <td style="text-align: right;">600,682,285</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td style="text-align: right;">101,061,616</td> <td style="text-align: right;">21,448,737</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td style="text-align: right;">35,008,548</td> <td style="text-align: right;">26,354,039</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td style="text-align: right;">549,200,730</td> <td style="text-align: right;">60,734,461</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td style="text-align: right;">98,692,688</td> <td style="text-align: right;">63,255,259</td> </tr> <tr> <td>自動車税種別割</td> <td style="text-align: right;">30,847,238</td> <td style="text-align: right;">15,370,349</td> </tr> <tr> <td>自動車税(旧法による)</td> <td style="text-align: right;">36,483,342</td> <td style="text-align: right;">24,325,990</td> </tr> <tr> <td>証紙</td> <td>自動車税 (県税証紙特別会計繰入金)</td> <td style="text-align: right;">9,703,000</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">加算金</td> <td style="text-align: right;">19,499,933</td> <td style="text-align: right;">16,372,308</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,554,723,482</td> <td style="text-align: right;">828,543,428</td> </tr> </tbody> </table>	科目		令和2年度決算時	令和3年10月末現在	直接税	個人県民税	674,226,387	600,682,285	法人県民税	101,061,616	21,448,737	個人事業税	35,008,548	26,354,039	法人事業税	549,200,730	60,734,461	不動産取得税	98,692,688	63,255,259	自動車税種別割	30,847,238	15,370,349	自動車税(旧法による)	36,483,342	24,325,990	証紙	自動車税 (県税証紙特別会計繰入金)	9,703,000	0	加算金		19,499,933	16,372,308	合計		1,554,723,482	828,543,428
科目		令和2年度決算時	令和3年10月末現在																																				
直接税	個人県民税	674,226,387	600,682,285																																				
	法人県民税	101,061,616	21,448,737																																				
	個人事業税	35,008,548	26,354,039																																				
	法人事業税	549,200,730	60,734,461																																				
	不動産取得税	98,692,688	63,255,259																																				
	自動車税種別割	30,847,238	15,370,349																																				
	自動車税(旧法による)	36,483,342	24,325,990																																				
証紙	自動車税 (県税証紙特別会計繰入金)	9,703,000	0																																				
加算金		19,499,933	16,372,308																																				
合計		1,554,723,482	828,543,428																																				
2) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了しているが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。 (注意事項) なし																																							

監査対象機関	防災局 消防学校
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月26日、令和4年1月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年8月

監査実施日	令和3年11月30日、令和4年1月14日		
監査の結果			
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 3件 5,109,000円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 28,822,430円 令和3年度分 46,733円 合計 先数 50件 28,869,163円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 6件 268,505円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 8件 2,603,008円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 2件 83,292円</p> <p>(注意事項) なし</p>			

監査対象機関	福祉保健部 峡東保健福祉事務所		
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月		
監査実施日	令和3年11月19日、12月22日		
監査の結果			
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件（収入2、支出1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 先数 5件 3,168,917円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 1件 98,321円</p> <p>2) 調理師免許手数料の収入証紙消印について、収入証紙消印実績調書への入力が誤っているものがあった。</p> <p>3) 外部講師に支払った講師謝金について、所得税の源泉徴収税額に誤りがあるものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>			

監査対象機関	福祉保健部 峡南保健福祉事務所		
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月		
監査実施日	令和3年11月30日、令和4年2月17日		
監査の結果			

<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 先数 56件 21,139,628円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 3,821,842円 令和3年度分 196,208円 合計 先数 11件 4,018,050円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 15,128円</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>
--

監査対象機関	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月29日、令和4年1月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、重点事項1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 28,231,852円 令和3年度分 142,608円 合計 先数 28件 28,374,460円</p> <p>②雑入 (感染症法第37条及び第42条に基づく医療費公費負担の自己負担額) 令和3年度分 先数 1件 7,741円</p> <p>[特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 16,573,041円 令和3年度分 813,613円 合計 先数 31件 17,386,654円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 4件 149,095円</p> <p>③父子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 62,496円 令和3年度分 68,068円 合計 先数 2件 130,564円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 950,048円 令和3年度分 73,930円 合計 先数 4件 1,023,978円</p> <p>⑤寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 38,625円</p> <p>2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替がなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月

監査実施日	令和3年11月16日、令和4年1月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（重点事項1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月25日、12月23日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①児童福祉施設費負担金 過年度分 1,287,932円 令和3年度分 35,200円 合計 先数 4件 1,323,132円</p> <p>②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 先数 6件 2,312,654円</p> <p>(注意事項) 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件（給与1）</p>	

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月17日、令和4年1月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（重点事項1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月17日

監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（財産1）</p> <p>1) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	令和2年10月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月15日、11月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	令和2年10月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	子育て支援局 女性相談所
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月12日、令和4年1月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	子育て支援局 中央児童相談所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月1日、11月11日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件（収入1、支出1、給与1）</p> <p>1) 令和2年度の行政財産使用料について、調定が遅延しているものがあつた。</p> <p>2) 令和3年2月分電気料の支払が遅延し、延滞利息が発生していた。</p> <p>3) 特殊勤務手当（防疫等作業手当）について、支給対象ではない作業に対して、支給されているものがあつた。</p> <p>(注意事項) 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	子育て支援局 都留児童相談所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月26日、令和4年1月12日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園								
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月								
監査実施日	令和3年11月16日、令和4年1月25日								
監査の結果									
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件(収入1、重点事項1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>児童福祉施設費負担金</p> <table><tr><td>過年度分</td><td>224,836円</td><td>令和3年度分</td><td>136,667円</td></tr><tr><td>合計 先数 5件</td><td>361,503円</td><td></td><td></td></tr></table> <p>2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、4時間の勤務時間の割振変更はなされた一方で、当該4時間に対する休日勤務手当の支給がなされていなかった。また、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>		過年度分	224,836円	令和3年度分	136,667円	合計 先数 5件	361,503円		
過年度分	224,836円	令和3年度分	136,667円						
合計 先数 5件	361,503円								

監査対象機関	子育て支援局 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 直接収納した診療費について、財務規則第45条に定める払込期限を遅延して払い込まれているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜								
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月								
監査実施日	令和3年11月11日、令和4年1月13日								
監査の結果									
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>児童福祉施設費負担金</p> <table><tr><td>過年度分</td><td>23,320円</td><td>令和3年度分</td><td>8,800円</td></tr><tr><td>合計 先数 1件</td><td>32,120円</td><td></td><td></td></tr></table> <p>(注意事項) なし</p>		過年度分	23,320円	令和3年度分	8,800円	合計 先数 1件	32,120円		
過年度分	23,320円	令和3年度分	8,800円						
合計 先数 1件	32,120円								

監査対象機関	林政部 森林総合研究所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月22日、11月18日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 4件(支出1、物品1、財産1、重点事項1)</p>	

- 1) 学会の大会参加費について、資金前渡を行っているが、財務規則第72条に定める期日までに精算されていなかった。また、参加費の振込みに係る手数料を公費で支出すべきところ、私費で支出していた。
 - 2) 備品原簿に登載されている主要備品と現物が一致しないものがあった。
 - 3) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。
 - 4) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。
- (注意事項)** 2件(物品1、契約1)

監査対象機関	環境・エネルギー部 富士山科学研究所(防災局と共管)
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月30日、10月29日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 4件(支出1、契約1、重点事項2)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 前金払を行っている共同研究に係る業務委託契約において、実績報告書は作成されているものの、財務規則第122条に定める検査調書等が作成されていなかった。 2) ネットワークシステム機器等賃貸借契約書の個人情報取扱特記事項に、受託業者は再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先事業者をして、書面によりセキュリティ責任者を発注者に届け出させなければならないと定められているが、履行されていなかった。 3) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。 4) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。 <p>(注意事項) 2件(支出1、契約1)</p>	

監査対象機関	産業労働部 計量検定所
監査対象期間	令和2年10月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月8日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月8日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(重点事項1)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 週休日の振替において、割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとなっているが、支給されていなかった。 	

(注意事項) なし

監査対象機関	産業労働部 産業技術センター
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月15日、11月11日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件 (収入1、重点事項1)</p> <p>1) 直接収納した機械設備使用料について、財務規則第45条に定める払込期限を遅延して払い込まれているものがあつた。</p> <p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。</p> <p>(注意事項) 1件 (契約1)</p>	

監査対象機関	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月21日、11月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①授業料 過年度分 735,000円 令和3年度分 195,000円 合計 先数 2件 930,000円</p> <p>②行政財産使用に伴う電気料 令和3年度分 先数 1件 2,575円</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	産業労働部 峡南高等技術専門校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月14日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 単価契約である定期健康診断委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が、単価契約のものとなっていなかつた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	令和2年10月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月20日、11月24日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p>	

1) 電柱設置を目的とした行政財産使用料について、調定が遅延していた。

(注意事項) なし

監査対象機関	観光文化部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月28日、10月29日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件(給与1、重点事項1)	
1) 現金支給に係る職員の寒冷地手当の追給分が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。	
2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。	
(注意事項) 1件(給与1)	

監査対象機関	観光文化部 美術館
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月18日、令和4年1月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件(重点事項2)	
1) 週休日の振替において、割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとなっているが、支給されていなかった。	
2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	観光文化部 博物館
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月14日、11月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	観光文化部 考古博物館(埋蔵文化財センター)
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月24日、令和4年1月25日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 所蔵資料の所有権取得に係る損害賠償金 過年度分 先数 1件 657,580円	

(注意事項) なし

監査対象機関	観光文化部 文学館
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月18日、令和4年1月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件（重点事項1） 1) 週休日の振替において、割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき給与額の25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとなっているが、支給されていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	農政部 総合農業技術センター
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月13日、11月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件（給与1） 1) 再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間を割り振られた日に時間外勤務を行った場合に、正規の勤務時間と時間外勤務の合計が7時間45分に達するまでの間、時間外勤務手当の割合は100/100とすべきところ、過大に支給されているものがあつた。 (注意事項) なし	

監査対象機関	農政部 果樹試験場
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月28日、10月26日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件（給与1） 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。 (注意事項) なし	

監査対象機関	農政部 専門学校農業大学校
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月5日、11月10日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和2年7月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月14日

監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 週休日や休日にまたがる勤務について、週休日の振替や休日の代休日指定等に不適切な処理があったことにより、当該勤務に係る時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に支給誤りがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月14日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（重点事項1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>(注意事項) 1件（契約1）</p>	

監査対象機関	農政部 畜産酪農技術センター（長坂支所を含む）
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月12日、11月15日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 住居手当について、支給要件である住居届が提出されていないにもかかわらず、予備監査日までに手当が153,000円支給されているものがあった。</p> <p>(指導事項) 2件（収入1、重点事項1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金 過年度分 先数 1件 250,722円</p> <p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	農政部 水産技術センター（忍野支所を含む）
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月29日、10月27日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（給与1、財産1）</p> <p>1) 児童手当について、職権に基づく支給額の改定処理において、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付が行われておらず、また、当該改定分については、改定後の支給額が受給者台帳に記入されていなかった。</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあった。</p>	

過年度分 2筆 (注意事項) 1件 (収入1)

監査対象機関	県土整備部 新環状道路建設事務所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月8日、11月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (重点事項1) 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。 (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	令和2年10月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月6日、11月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 3件 (収入1、財産1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 15,056,580円 2) 借受財産において、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあつた。 3) 履行期間を令和2年4月1日から3年間とする琴川ダムエレベータ設備保守点検業務委託契約において、契約書に、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく長期継続契約である旨を示す条項の記載がなかつた。 (注意事項) なし</p>	

監査対象機関	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	令和2年10月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	令和2年10月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月7日、11月10日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (財産1) 1) 借受財産において、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあつた。 (注意事項) 1件 (財産1)</p>	

監査対象機関	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月14日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 植栽管理業務委託において、シルバー人材センター等と単独随意契約を締結していたが、財務規則第137条第6項に定める公表のうち、一部のものが行われていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	中北教育事務所
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月10日、令和4年1月14日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	峡東教育事務所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月22日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 4件 (給与2、重点事項2)</p> <p>1) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。</p> <p>2) 社会保険料に係る雑部金の出納に誤りがあり、残額が過大となっていた。</p> <p>3) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。</p> <p>4) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	峡南教育事務所
監査対象期間	令和2年10月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月22日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) 1件 (支出1)</p>	

監査対象機関	富士・東部教育事務所
--------	------------

監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月22日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	総合教育センター
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月19日、11月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	図書館																																																		
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月																																																		
監査実施日	令和3年11月19日、令和4年1月26日																																																		
監査の結果																																																			
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(物品1)</p> <p>1) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。</p> <p>①不明資料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成29年度</td> <td style="width: 20%;">40点</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>27点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>40点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>31点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>31点</td> <td>合計</td> <td>169点</td> <td></td> </tr> </table> <p>②未返却資料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成29年度</td> <td style="width: 20%;">40点</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>68点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>129点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>87点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,382点(200点)</td> <td>合計</td> <td>3,706点</td> <td></td> </tr> </table> <p>※令和3年度の()内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの</p> <p>(注意事項) なし</p>		平成29年度	40点				平成30年度	27点				令和元年度	40点				令和2年度	31点				令和3年度	31点	合計	169点		平成29年度	40点				平成30年度	68点				令和元年度	129点				令和2年度	87点				令和3年度	3,382点(200点)	合計	3,706点	
平成29年度	40点																																																		
平成30年度	27点																																																		
令和元年度	40点																																																		
令和2年度	31点																																																		
令和3年度	31点	合計	169点																																																
平成29年度	40点																																																		
平成30年度	68点																																																		
令和元年度	129点																																																		
令和2年度	87点																																																		
令和3年度	3,382点(200点)	合計	3,706点																																																

監査対象機関	北杜高等学校
監査対象期間	令和2年10月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 農業用ビニールハウスに係る修繕工事において、請書が徴されていなかった。</p> <p>(注意事項) 2件(支出1、契約1)</p>	

監査対象機関	韮崎高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月14日、11月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	韮崎工業高等学校
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府第一高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月19日、11月24日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 通勤手当の認定において、次のとおり不備があった。</p> <p>① 手当額の決定に当たり、職員が公署より遠い駐車場を借りた場合は、公署まで一般に利用し得る最短の経路により認定すべきところ、駐車場までの距離により認定が行われ、過大に支給されていた。</p> <p>② 手当の支給単位期間が1か月を超える場合には、通勤手当認定簿を使用して認定すべきところ、通勤届の決定事項の欄で認定されていた。また、人事給与システムによる返納処理は行われていたが、通勤手当認定簿による認定が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) 1件（給与1）</p>	

監査対象機関	甲府西高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府南高等学校
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府東高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月20日、11月25日
監査の結果	

<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 日直代行業務委託契約において、シルバー人材センター等と単独随意契約を締結していたが、財務規則第137条第6項に定める公表が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>

監査対象機関	甲府工業高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 3件 (収入2、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p style="padding-left: 20px;">行政財産使用料</p> <p style="padding-left: 40px;">令和3年度分 先数 1件 4,172円</p> <p>2) 行政財産使用料の未収金について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。</p> <p>3) 日直代行業務委託契約において、財務規則第137条第3項に予定価格が10万円以上のときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならないと規定されているが、一者しか見積書を徴していなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府城西高等学校
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月7日、令和4年1月27日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 扶養手当について、届出が月の初日である事実発生日から15日を経過していないため、当月から支給開始と認定すべきところ、翌月から支給開始と誤って認定したことにより、過少に支給されているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府昭和高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月22日、11月25日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 日直代行業務委託契約において、シルバー人材センター等と単独随意契約を締結していたが、財務規則第137条第6項に定める公表が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	農林高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年7月

監査実施日	令和3年10月26日、11月19日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 2件（収入1、契約1）</p> <p>1) 生産物校内販売により直接収納した現金収入について、財務規則第45条に定める払込期限を7日以上遅延して指定金融機関に払い込まれていた。(892,100円)</p> <p>2) 自動販売機設置に係る県有財産賃貸借契約について、契約保証金が納付される前に契約が締結されていた。</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。</p> <p>(注意事項) 1件（支出1）</p>	

監査対象機関	巨摩高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 令和3年度の行政財産使用料について、予備監査日現在、調定されていなかった。(合計105,778円)</p> <p>(指導事項) なし</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	白根高等学校
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月17日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（収入1、契約1）</p> <p>1) 自動販売機設置に係る県有財産貸付料について、納期限を入力せずに調定伺いを作成し、契約書の日付を超えた納期限の納入通知書が発行されていた。</p> <p>2) 日直代行業務委託契約において、シルバー人材センター等と単独随意契約を締結していたが、財務規則第137条第6項に定める公表が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	増穂商業高等学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	青洲高等学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月6日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
1) 住居手当について、届出が月の初日である事実発生日から15日を経過していないため、当月から支給開始と認定すべきところ、翌月から支給開始と誤って認定したことにより、過少に支給されているものがあつた。
(注意事項) なし

監査対象機関	市川高等学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	峡南高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	身延高等学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	笛吹高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月6日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 2件 (支出1、契約1)	

監査対象機関	日川高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月26日、11月29日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	山梨高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。	

監査対象機関	塩山高等学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	都留高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月6日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（収入2）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①授業料 過年度分 先数 1件 9,900円</p> <p>②会計年度任用職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 66,912円</p> <p>③行政財産使用に伴う電気料 令和3年度分 先数 1件 6,591円</p> <p>2) 入学審査料について、収入証紙消印実績簿の金額に誤りがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	上野原高等学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月6日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	都留興譲館高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月27日、11月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) 1件（財産1）</p> <p>1) 令和2年9月1日付け及び令和3年2月27日付け消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書において、自動火災報知設備及び非常放送設備に不良箇所があったが、消防法第8条の規定による防火管理上必要な整備が行われていなかった。</p> <p>(指導事項) 1件（財産1）</p> <p>1) 借受財産において、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	吉田高等学校
監査対象期間	令和2年8月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月12日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	富士北稜高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件(給与1) 1) 現金支給に係る職員の年末調整還付金が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあつた。 (注意事項) なし	

監査対象機関	富士河口湖高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月27日、11月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	中央高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月28日、11月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) 1件(契約1) 1) 単価契約である給食調理等業務委託契約書及び一般廃棄物収集、運搬及び処分委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。 (注意事項) 1件(契約1)	

監査対象機関	盲学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月12日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件(支出1)	

監査対象機関	ろう学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年10月

監査実施日	令和4年1月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(支出1)</p> <p>1) 収入証紙の購入に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	甲府支援学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月28日、11月26日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	あけぼの支援学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件(給与2)</p> <p>1) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。</p> <p>2) 扶養手当について、届出が事実発生日から15日を経過しているため、翌月から支給開始と認定すべきところ、事実発生日の属する月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	わかば支援学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 単価契約であるスクールバスの運行業務等に係る業務委託契約書において、契約解除に関する違約金条項が単価契約のものとなっていないものがあった。</p> <p>(注意事項) 1件(契約1)</p>	

監査対象機関	やまびこ支援学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月29日、11月26日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 令和2年度及び3年度の行政財産使用料について、予備監査日現在、調定されていないものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	富士見支援学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年7月
監査実施日	令和3年10月29日、11月29日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	ふじざくら支援学校
監査対象期間	令和2年11月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	かえで支援学校
監査対象期間	令和2年9月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 2件（給与1、契約1）</p> <p>1) 現金支給に係る職員の給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しているものがあった。</p> <p>2) 日直代行業務委託契約において、シルバー人材センター等と単独随意契約を締結していたが、財務規則第137条第6項に定める公表が行われていなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	令和2年11月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月12日
監査の結果	
<p>(指摘事項) なし</p> <p>(指導事項) 1件（給与1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	

監査対象機関	特別支援学校うぐいすの杜学園
監査対象期間	令和2年9月～令和3年10月
監査実施日	令和4年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲府警察署
監査対象期間	令和2年10月～令和3年9月

監査実施日	令和3年12月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南甲府警察署
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月5日、12月22日
監査の結果	
(指摘事項) なし (指導事項) なし (注意事項) 1件(支出1)	

監査対象機関	南アルプス警察署
監査対象期間	令和2年9月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	甲斐警察署
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月5日、12月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	北杜警察署
監査対象期間	令和2年9月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	鯉沢警察署
監査対象期間	令和2年10月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	南部警察署
監査対象期間	令和2年9月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	笛吹警察署
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月9日、12月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	日下部警察署
監査対象期間	令和2年10月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月14日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	富士吉田警察署
監査対象期間	令和2年10月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	大月警察署
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月9日、令和4年1月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	上野原警察署
監査対象期間	令和2年9月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月17日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

第2 令和3年度の定例監査の実施状況

令和3年度の定例監査の実施状況は、上期公表分(令和3年11月30日発行(山梨県公報号外第49号))と今回の結果を合わせ、下表のとおりである。

1 定例監査機関一覧表

令和3年度の定例監査対象機関数は、266機関で、前年度と比べ4機関増加している。

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
知事直轄組織	1			1
知事政策局	5	2		7
スポーツ振興局	2			2
県民生活部	7	6	1	14
リニア未来創造局	3	1		4
総務部	9	2		11
防災局	3	1		4
福祉保健部	7	11		18
子育て支援局	2	6		8
林政部	5	5		10
環境・エネルギー部	4	1		5
産業労働部	5	6		11
観光文化部	5	5	1	11
農政部	9	13		22
県土整備部	15	13		28
出納局	3			3
企業局	3	4		7
教育委員会	8	47		55
議会事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合計	129	135	2	266

※参考 令和2年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
合計	125	135	2	262

2 監査の結果

令和3年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

令和3年度実施分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		3		1		1	2				7
指導事項		68	8	26	6	24	27		43		202
注意事項		3	9	4	1	3	31	2			53
合計	0	74	17	31	7	28	60	2	43	0	262

令和2年度実施分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1								2	3
指導事項	1	59	6	31	12	17	6	1	24		157
注意事項		4		4	6	1	13		11		39
合計	1	64	6	35	18	18	19	1	35	2	199

令和3年度と令和2年度との対比 (A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2		1		1	2			▲ 2	4
指導事項	▲ 1	9	2	▲ 5	▲ 6	7	21	▲ 1	19		45
注意事項		▲ 1	9		▲ 5	2	18	2	▲ 11		14
合計	▲ 1	10	11	▲ 4	▲ 11	10	41	1	8	▲ 2	63

第3 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、令和3年度における監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

1 総括的意見

(1) 内部統制の整備・運用による再発防止の徹底について

令和3年度の定例監査結果を前年度と比較すると、指摘事項が4件、指導事項が45件、注意事項が14件、全体で63件増加している。

指摘事項については、収入事務では行政財産使用料の未調定や現金収納後の金融機関への払込遅延、給与事務では未届出での住居手当支給、契約事務では、法令上作成義務のある契約書の未作成や契約保証金の収納前の契約締結等が主な内容である。

また、指導事項については、収入事務や契約事務等に関するものが増加しており、こうした指摘事項や指導事項は、今後重大な事務処理ミスへ繋がる可能性のあるインシデントと考えられる。

一方、地方自治法の改正により、本県においても内部統制制度が導入され、令和3年度から内部統制評価が始まったところであるが、各機関におかれては、監査結果を踏まえた内部統制のリスク項目の継続的な点検・整備を図る等、不適切な事務処理の再発防止に向けた対策の徹底に努められたい。

(2) 時間外勤務手当等の支給誤りについて

週休日の振替に係る時間外勤務手当の支給誤りなど、時間外勤務手当等に係る不適切な事務処理は、これまでと同様に今年度も多数の機関で確認された。

時間外勤務手当をはじめ給与に係る制度は複雑なものとなっているが、制度所管課においては、管理職員や給与事務担当者により一層周知徹底するとともに、不適切な事務処理の減少や職員の負担軽減が期待されることから、費用対効果を勘案しつつ、早急に勤務状況システムの改修を検討されたい。